

ふつうの音が、聞き取れない

大声で話してもらうと、なんとか聞こえるけれど・・・

そんな聞こえに悩みを持つあらゆる世代の方へ 難聴者の補聴器購入・修理費を一部助成します

【助成の対象】 ※医師の検査・診断が必要となります。

- ☐ 両耳の平均聴力レベル 30 デシベル以上で、かつ、身体障害者手帳交付の対象とならない程度の難聴の方
- ☐ 中耳炎等の一時的な聴力低下ではなく、耳鼻咽喉科的治療により聴力が回復する見込みがないこと。
- ☐ 補聴器を使用することで、一定の効果が期待できる方
- ☐ その他（世帯の所得の状況等により、対象とならない場合があります。）

【手続き方法】

① 相 談	障がい福祉係に相談してください。 助成対象の確認、申請書類の説明をします。
② 受診・検査	耳鼻咽喉科の医師に、診察・検査をもとにした補聴器装用の「意見書（様式規定）」の交付を受けてください。 ※ 検査の結果、身体障害者手帳の交付対象となる場合は、身体障害者用意見書（様式規定）の交付を受けてから、補装具費の支給を受けます。
③ 見積書依頼	耳鼻咽喉科の医師の「意見書」に基づき、補聴器販売業者に、補聴器の「見積書（任意様式）」を依頼します。
④ 申 請	障がい福祉係に、次の書類を提出し申請します。 □申請書（窓口にあります） □意見書 □見積書
⑤ 支給決定	町は、提出された申請書類を審査し、必要と認めた場合、申請者に「決定通知書」「補聴器購入費等助成券」を送付します。
⑥ 補聴器販売業者に購入・修理の依頼	申請者は、「決定通知書」「補聴器購入費等助成券」を受領したら、補聴器販売業者へ補聴器の購入等の依頼をして「補聴器購入費等助成券」を渡します。
⑦ 納 品	補聴器を受け取る際に、基準額※に対する自己負担額および、基準額を超える差額を補聴器販売業者にお支払いください。

【自己負担額】

難聴者の世帯の所得区分	一般世帯	町民税非課税	生活保護世帯
児童（18 歳未満）の場合	基準額の 1 割	無料	無料
成人・高齢者（18 歳以上）の場合	基準額の 5 割	基準額の 3 割	基準額の 1 割

【補聴器の基準額とは】

購入の場合 「高度難聴用耳かけ型補聴器」を基準額として助成額を算出します。	修理の場合 修理の内容や部品の種類ごとに基準額が決まっています。該当しない部品もあります。
--	--

【申請等の相談問い合わせ先】

厚岸町保健福祉課障がい福祉係 電話 53-3333 FAX 53-3077